

「(仮称)西宮市宮水保全条例(素案)」に対する パブリックコメントの結果及び市の考え方について

意見募集期間 : 平成29年9月20日(水)から平成29年10月20日(金)まで

西宮市 都市ブランド発信課

「（仮称）西宮市宮水保全条例（素案）」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

平成29年9月20日（水）から10月20日（金）にかけて実施した意見提出手続（パブリックコメント）について、7通、10件のご意見をいただきました。
ご意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。

■提出人数及び意見件数

①提出人数

（年代別・男女別）

年代	男性	女性	合計
50代	1	0	1
60代	2	0	2
70代	1	1	2
80代	1	0	1
代～	0	0	0
未記入	0	0	0
合計	5	1	6

団体
1

個人+団体
合計

7通

（居住地域別）

居住地域	本庁	鳴尾	甲東	瓦木	塩瀬	山口	市外	未記入	合計
人数	6	0	0	0	0	0	1	0	7

（提出方法別）

提出方法	郵送	FAX	メール	持参	合計
人数	1	0	2	4	7

②意見件数

（意見項目別）

意見項目	件数
（1）宮水保全条例の具体的内容について	6
（2）ヒアリングについて	2
その他の意見	2
合計	10

（回答分類別）

回答分類	内 容	件 数
①素案に記載済	意見内容が既に素案に盛り込まれているもの。	3
②意見を反映	意見を反映し、素案を修正するもの。	0
③今後の参考・検討	素案の修正はしないが、今後の参考とするもの。検討していくもの。	1
④対応が困難	対応が困難なもの、市の考え方と方向性が合致しないもの。	4
⑤その他	素案と直接関係のないもの、その他疑問・質問・感想など	2
合計		10

「(仮称)西宮市宮水保全条例」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3号

(1) 意見項目名：宮水保全条例の具体的内容について

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難 ⑤その他」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	宮水地帯は、軟弱な地盤であるので地下と地上を一体として捉えて開発・建築認可するような他地区にはない独特な規制が必要である。	2	今回の条例は、宮水の存在を周知し、宮水に配慮した工事を行うことで宮水の保全につなげることを目的としており、地上部分の開発の規制を目的としているものではありません。	④
2	西宮市民であれば「条例」などで規制されなくても、宮水の保存に注意をはらっているはずである。 条例を制定するならば、数値を使用せず、宮水地帯がどの範囲にあるのか、大幅な範囲を示すだけで良い。	1	近年は宮水の存在を知らない事業主による開発が増加しており、条例により宮水の存在を周知することで、宮水の保全につながると考えております。 また、条例で事業の届出を義務化する保全対象区域については、数値を使用せず、地図上で該当区域を示すこととしております。	①
3	届出を義務化する保全対象区域を広げてほしい。	1	現時点では、届出を義務化する地域を拡大することは難しいと考えております。	④
4	対象となる工事に解体工事も含めてほしい。	1	解体工事は開発事業ではないため、条例の対象とすることは難しいと考えております。	④
5	届出及び協議をしない者に対する勧告に指導を追記してほしい。	1	勧告には、指導も含まれていますのでご意見の内容は反映されていると考えております。	①
6	最近「宮水」に無関心な事業主による開発が増加しており、これまでの保護活動が無駄になる恐れがある。条例にすることで市民の「宮水」への関心を高めてもらい、宮水を守ってほしい。	1	ご意見の主旨を踏まえて、市民や事業者に対して広報啓発活動を行ってまいります。	①

「(仮称)西宮市宮水保全条例」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3号

(2) 意見項目名：ヒアリングについて

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難 ⑤その他」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	パブリック・コメントの趣旨は「住民の声を広く聴取すること」であり、その趣旨をよりよい形で実現するために、公聴会（パブリック・ヒアリング）の開催を希望する。	3	公聴会は予定しておりませんが、市民の方々の意見を聴取するために意見提出手続き（パブリックコメント）の手法を採用いたしました。	④
2	地下の環境（宮水の保全等）は、実質的に業者と市が指定する関係機関との協議（＝市民での協議）によってのみ保全が図られるという現状は不合理なことである。宮水を生活用水としている地域住民の声を汲み上げる仕組みづくりを求める。	4	従来より、開発事業を行う際には、業者と周辺の住民の方々との協議が義務付けられており、住民の方々の声を聴取する機会が確保されております。また、業者と市が指定する関係機関との協議過程においては、業者が有する一般には公開できない技術的な情報が提供されるため、全てを公開することは難しいですが、一定の協議概要については公開に向けて灘五郷酒造組合とともに検討してまいります。	③

「(仮称)西宮市宮水保全条例」に対するパブリックコメントの結果及び市の考え方について

様式 3 号

(3) 意見項目名：その他

※回答分類「①素案に記載済 ②意見を反映③今後の参考・検討 ④対応が困難 ⑤その他」

NO.	ご意見の概要	件数	市の考え方	回答分類
1	条例案の「市が指定する関係機関」として想定される機関は何か。	1	市が指定する関係機関は、灘五郷酒造組合を想定しています。	⑤
2	西宮市の各部局では無駄なパブリックコメントを費用を掛けて行う風潮にあるが、職員自身が良く考えて行動するべきである。	1	条例は市の施策の方向性を規定するものであり、市民の方々が持つ豊かな知識及び経験を聴取し、よりよいまちづくりにつなげていく観点から、意見提出手続（パブリックコメント）を実施いたしました。	⑤